構内外注業務委託契約書

「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取り扱い要領」（国土交通省、国自整第２７９号）に基づき

構内外注業務の委託に関して、甲は乙に対し以下の通り契約を締結する。

第1条（業務委託の内容）

・特定整備の対象となる電子制御装置整備作業とする。

⒜ 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれがある整備・改造

⒝ 自動ブレーキ、レーンキープに用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等の

取り外しや機能調整

⒞ ⒜ ⒝に係るカメラ、レーダー等が取り付けられているバンパ、グリル、窓ガラスの脱着

第２条（受託者の責務）

・乙は、甲の責任の下に当該作業が行われるものとする。

・機器の異常等が認められた際は、速やかに責任者に報告し指示を受けるものとする。

・乙は、甲が報告を求める事項に関して、遅滞なく甲に報告しなければならない。

第３条（期間・解約）

・本契約の有効期間は、いずれの本契約当事者からも意思表示がない場合は継続されるものとする。

・甲又は乙は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約上の義務を履行しない場合は、本契約を

解除することができる。

第4条（その他）

・基準や遵守事項、記録簿等の記載事項についは、国土交通省自動車局整備課の「電子制御装置整備の

整備主任者等資格取得講習」のテキストに準ずる。

・本契約に定めのない事項又は条項の解釈上の疑義については、甲・乙協議の上、これを解決する。

・本契約締結の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ甲・乙各1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 甲： |  | ㊞ |
| 乙： |  | ㊞ |

**【 外注の取り扱い 】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 外注先**Ⓐ** 外注元 | **Ⓑ** 電子制御装置整備の認証あり | **Ⓒ** 電子制御装置整備の認証なし |
| 全部を外注 | 一部を外注 | 全部を外注 | 一部を外注 |
| 認証工場 | 1. 外注先責任
 | 1. 外注元責任
 | 1. ×
 | 1. ×（注）
 |
| 指定工場※ | 1. ×
 | 1. 外注元責任
 | 1. ×
 | 1. ×（注）
 |

**①**：**Ⓐ**は、**Ⓑ**が記載した記録簿をユーザーに交付。　**②**：**Ⓐ**は、自社で作成した記録簿と**Ⓑ**が記載した記録簿をユーザーに交付する。　**③**：未認証行為となるため不可。　**④**：未認証行為となるため不可。ただし、「離れた作業場」として届出することで一部を外注することが可能となる。(注)　**⑤**：自身で点検、整備を実施し、保安基準の適合を証明するため全部を外注することは不可。　**⑥**：当面の間、特定整備の一部（電子制御装置整備）に限り委託を可能とする。**Ⓐ**は、**Ⓑ**が記載した記録簿とスキャンツールによる故障診断や警告灯の点灯の有無等を確認する必要がある。　**⑦**：**⑤**及び未認証行為であるため全部を外注することは不可。　**⑧**：**⑤**及び未認証行為であるため一部を外注することは不可。ただし、「離れた作業場」として届出することで一部を外注することが可能となる。(注）

（注）表【外注の扱い】の**Ⓐ**認証、指定工場が電子制御装置整備の一部を**Ⓒ**未認証工場で行う場合は、**Ⓐ**の届出により**Ⓒ**を「**Ⓐ**の離れた作業場」とすることにより**Ⓐ**が構内外注を行っていると整理されます。